

# 衝突防止警報装置導入促進助成金交付要綱

(令和2年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、重大事故に繋がる追突事故の防止を図るため、後付けできる衝突警報装置(以下「機器」という。)の導入を促進し、もって交通事故の削減を目的とする。

(対象装置)

第2条 助成対象とする機種は、県ト協が定める別記装置とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、新たな衝突防止警報装置(中古品・レンタル品を除く)を購入又はリースにより導入した会員とする。但し、リースの場合であっても、助成金は会員に交付する。

(助成交付額)

第4条 機器代金及び装着料金を助成対象とし、**装置一台当たり 60,000 円(但し、消費税を除く総支払額以内とする。)**とする。

(助成対象車両)

第5条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。

(助成条件)

第6条 協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には、助成を行わない。

(助成期間)

第7条 令和2年4月1日から令和3年2月末日の間に装着を完了し、支払い等が終了したものの。

(助成金の申請)

第8条 衝突防止警報装置の装着を完了した会員は、別紙「衝突防止警報装置導入促進助成金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)により添付書類とともに、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終期限は令和3年3月5日とする。

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には、第4条に定める助成金を交付する。

但し、予算範囲内で受付け順に助成する。なお、予算超過時点においては、装着日付けの早い順とする。

(財産の処分制限)

第10条 会員導入は、交付対象となった装置が装着の日から起算して2年を経過する

までの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

また、当該装置及び当該装置を装着した車両を上記に定めた期間内に処分する  
場合においては、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

**(助成金申請に関する調査協力義務)**

**第11条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

**(助成金の返還)**

**第12条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。**

**(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき**

**(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき**

**2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。**

(その他必要事項)

第13条 この要綱の定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**【対象機器一覧】**

メーカー名	製品名	型番
ジャパン・トゥエンティワン(株)	Mobileye570	ME570